

## 重点施策の概要

**(1) 排出事業者に対する施策**

## ① 排出事業者への指導を充実【新規・充実】

京都市は、排出事業者に対する指導を、これまでの多量排出事業者から排出規模の小さい事業者に順次拡大して、適正処理と3Rの推進の指導を充実する。

製造業や建設業など多量の産業廃棄物を排出する事業場については、廃棄物処理法で産業廃棄物の減量や適正処理に関する処理計画及び実施状況報告の提出が義務付けられ、またISO、KESなど環境マネジメントシステムの認証取得が自主的に進められるなど、適正処理と3Rが推進されてきました。

しかし、排出規模の比較的小さい卸小売業やサービス業などの事業者については、適正処理や3Rの取組みに関し、まだまだ改善の余地が大きいことから、今後は、指導の対象を排出規模の比較的小さい事業者に順次拡大し、産業廃棄物の適正処理について周知を徹底するとともに、3Rの推進に向けた情報提供やアドバイスを積極的に行っていきます。

## 〈指導のポイント〉

- ・廃棄物には一般廃棄物と産業廃棄物の区分があること（例えば、事業場から排出される発泡スチロールや廃プラ類は産業廃棄物に区分されることなど）
- ・3Rを進めるには、一般廃棄物と産業廃棄物に分けたうえで、廃棄物の種類ごとに分別を徹底することが必要である。（分別が不徹底であり中間処理業者の受入基準に適合しない場合には、リサイクルができず、結果的に焼却や埋立て処分が行われる。）
- ・産業廃棄物の収集運搬や中間処理、最終処分の処理を業者に委託する場合には、産業廃棄物の処理の許可を受けた業者と書面で契約を締結し、産業廃棄物を引き渡す際にはマニフェストを交付すること（一般廃棄物は、一般廃棄物の処理の許可を受けた業者に委託すること）
- ・排出事業者は、処理業者に委託しても、最終処分が完了するまで適正処理の責任があること（著しく安い料金で委託しないこと、中間処理や最終処分が契約どおりに行われたどうか実地確認することなど）

② 委託処理が適正にされていることを実地確認するよう啓発【新規・充実】

京都市は、排出事業者に対して、適正な委託処理が確保されるよう、マニフェスト制度の適正な運用と、委託した処理の実地確認の重要性について指導を行う。

排出事業者は、処理を委託した産業廃棄物について最終処分が終了するまで、その一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講じなければならない。

京都市は、排出事業者が処理を委託した場合の適正処理を確保する方策として、排出事業者に対して、マニフェストの交付について指導を徹底するとともに、委託した産業廃棄物の処理が委託契約書に則って適切に実施されていることを定期的に確認するよう指導を行う。

なお、電子マニフェストについては、少量・少頻度の排出事業者には費用負担等の課題もあるが、適正処理の確保、事務の簡素化の観点から、更なる普及を促進していく。

### ③ リサイクル施設情報の提供【新規・充実】

京都市は、リサイクル施設に関する情報を使いやすくとりまとめて公表するなど、排出事業者がリサイクルを進めやすい環境づくりを行う。

排出事業者が、産業廃棄物の分別を行ってリサイクルを推進するためには、自らリサイクルを行うか、リサイクル業者を選定して処理を委託する必要がある。

そのため、市内のリサイクル施設（中間処理許可業者や京都府再生利用登録業者）の受入品目や所在地等の情報をとりまとめて市ホームページで公表するなど、リサイクルに取り組もうとする排出事業者がリサイクルを進めやすい環境づくりを行います。

また、産業廃棄物は市域内だけで処理されるものではないため、京都府のリサイクル情報データベースの利用促進も併せて行います。

#### ④ 適正処理等への取組に対する認証制度の創設【新規・充実】

京都市は、排出事業者が産業廃棄物の発生抑制やリサイクル、適正処理に取り組むインセンティブとなるよう、認証制度を創設する。

京都市では、簡易包装の推進やレジ袋の削減など、ごみ減量やリサイクルに積極的に取り組む事業者に対して認定制度を設けています。

現行の「産業廃棄物自主行動計画」を改め、産業廃棄物の発生抑制やリサイクル、適正処理に取り組む排出事業者に対して一定の基準または評価項目を設定するなどして、これに適合した事業者については認証し公表することにより、3Rや適正処理の取組みを推進するインセンティブとしていく。

#### 評価項目の検討例

発生抑制・分別排出・再生利用の取組状況、委託先処理状況の現地確認、環境マネジメント認証取得、電子マニフェスト導入状況 等

## ⑤ 建設リサイクル法の円滑な運用【継続】

京都市は、建設リサイクル法の届出対象建設工事について、立入指導や再資源化等実施状況の報告徴収を徹底し、資源の有効活用と廃棄物の適正処理を促進する。

京都市では、建設リサイクル法に規定される一定規模以上の建築物等の解体工事や新築工事等を対象に定期的に立入指導を実施しています。

解体工事等の現場では、分別解体、分別排出及び特定建築資材廃棄物の再資源化の徹底について指導するとともに、特定建築資材廃棄物以外のものについても、リサイクルが可能なものはリサイクルを、リサイクルが困難なものは適正処理を行うよう指導している。

さらに、京都市では、届出対象建設工事の元請業者に対して、工事完了後、速やかに再資源化等実施状況報告書を提出することを求めており、廃棄物が安易に焼却や埋立処分がなされないよう指導している。

今後とも、届出対象建設工事に係る立入指導や報告徴収を継続していき、建設リサイクルの一層の促進のため、発注者となり得る一般市民も含めたすべての関係者が建設リサイクル制度について理解を深めることが重要であり、そのための周知・啓発について努めていく。

〈届出対象建設工事〉

建設工事の種類	届出対象規模
建築物の解体	延床面積 80㎡ 以上
建築物の新築・増築	延床面積 500㎡ 以上
建築物の修繕・模様替え（リフォーム等）	請負金額 1億円 以上
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	請負金額 500万円 以上

〈特定建設資材〉

- ①コンクリート ②木材 ③アスファルト・コンクリート

〈指導のポイント〉

- ・適切な分別解体等の実施とマニフェストの交付
- ・中間処理業者の受入基準に適合した分別排出の実施
- ・解体時、内装材に木材が含まれている場合において、分別に支障となる木材と一体となった石膏ボード等を取り外した上で、当該木材を取り外すことの徹底

⑥ P C B 廃棄物の適正保管・適正処理の指導【継続】

京都市は、P C B 廃棄物の保管・使用事業場について、その保管等の状況を把握し、適正保管・適正処理の指導を行います。

平成 18 年 10 月から、政府系特殊会社の日本環境安全事業(株) ( J E S C O ) による大阪 P C B 廃棄物処理施設が稼働し、平成 21 年 11 月からは京都市域に保管されている高濃度で重量が 10 キログラム以上のトランス類及びコンデンサ類、P C B 油の処理が開始された。

京都市では、これら P C B 廃棄物の保管事業者に対して、処理が行われるまでの間に紛失や破損による漏洩事故がないよう、適正保管について指導を行います。

なお、低濃度の P C B 汚染電気機器、蛍光灯安定器、感圧複写紙等については、処理方法がいまだ確立されておらず、引き続き保管が必要なことから、そのことについての理解を求めつつ、適正保管の指導を行います。

⑦ 産業廃棄物保管用地の監視強化【継続】

京都市は、産業廃棄物保管用地の監視を強化し、不法投棄等の発生を未然に防止する。

京都市では、産業廃棄物が排出事業場以外の場所に搬入され、堆積されたままになると、結果として不法投棄につながることから、建設系産業廃棄物を主として保管する用地を対象に巡回パトロールを実施している。

「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」に基づき届出を義務付けられた 300 平方メートル以上の産業廃棄物保管用地と併せて市内約 110 箇所の巡回パトロールを継続し、不法投棄等の不適正処理の未然防止を図っていく。

⑧ 違反行為に対する厳正・迅速な処分等（警察とも連携強化）【継続】

京都市は、不適正処理の撲滅に向けて、京都府など近隣自治体や警察との連携を強化し、厳格かつ迅速な対応を図る。

京都市域においては、京都府警と連携した「環境パトロール隊」の活動やスカイパトロールの実施、さらには廃棄物処理法の罰則の強化などにより、近年、大規模な不法投棄や不法焼却は減少してきました。

しかし、産業廃棄物は市域を越えて広域的に移動するものであり、また不適正処理は巧妙にカモフラージュされるなど悪質化してきているとの見方もされています。

このため、京都市は、近隣自治体や警察との連携を密にして、不適正処理の未然防止と拡大防止を図るとともに、万一、不適正処理が行われた場合には、厳正かつ迅速に対応します。

## (2) 処理業者に対する施策

- ① 優良な処理業者の育成に向けた情報公開（排出事業者等への情報発信）の推進【新規・充実】

京都市は、処理業者について、その処理の状態に加え、地域貢献や地球温暖化防止に向けた自主的な取り組みに関する情報についても、公開を促進することで、優良な処理業者の育成を図る。

平成 22 年度の廃棄物処理法の改正により政省令で定める基準に適合する産業廃棄物処理業者に対して、許可期間の特例（通常 5 年間の期間を 7 年とするもの）を適用する制度が設けられました。

これは、これまでの国の優良評価制度から移行したもので、新たな基準は、従前の基準（遵法性、情報公開及び環境保全への取組の各基準）に、電子マネーフェストへの対応や財務体制の健全性などが新たな審査項目として追加されています。

この新たな基準を全て満たすことは容易ではないと考えられることから、今後、京都市では、現行の「産業廃棄物自主行動計画」を改め、本市独自の基準又は評価項目を設定するなどして、これに適合・合致する処理業者の情報を公開し、市民や排出事業者からの信頼を高めるとともに、排出事業者が処理業者を適切に選択することを容易にして、優良な処理業者の育成を図ります。

（基準又は評価項目の検討例）

インターネット情報公開、処理の過程の「見える化」、料金表情報公開、施設見学受入、加入団体、従業員教育、技術開発、電子マネーフェスト、環境認証取得、熱回収、グリーン購入、施設の緑化、低公害車、エコドライブ、地方税納税状況 等

② 積替保管施設・処理施設への定期的な立入指導の実施【新規・充実】

京都市は、処理業者が設置する処理施設への立入を定期的に行い、適正処理と良好な維持管理の確保について指導する。

京都市は、産業廃棄物の適正処理を確保するため、処理業者や排出事業者が設置する処理施設への立入を行ってきました。

立入においては、産業廃棄物の保管状況や施設の稼働・維持管理状況を確認するとともに、無届の施設設置や構造変更がないかについても確認をしています。

今後は、定期的な立入を実施して不適正処理の防止に努め、法令の定める基準に適合しない場合には改善指導を行って、適正処理と良好な維持管理を確保していきます。

なお、違法行為があった場合には、国の行政処分の指針に基づいて、許可取消しや措置命令など、厳しい処分を実施していきます。

### ③ 循環型社会ビジネスの振興支援【継続】

京都市は、事業化支援施策を活用して循環型社会ビジネスの振興を図る。

事業者等の循環型社会ビジネスに対して、京都市の事業化支援施策の活用など側面から支援を行います。

#### 〈事業化支援施策〉

##### ○ 京（みやこ）の環境みらい創生事業

先進的な環境政策を進めるため、「低炭素社会」「循環型社会」の構築に資する先進的な取組に関するアイデアを公募し、最長 3 年間にわたり最大で 1000 万円の事業資金を助成するもの

##### ○ 京都市ベンチャー企業目利き委員会

次の時代の京都経済をリードするベンチャー企業を発掘，育成するため，起業化を考える方の事業性，技術・アイデアなどを評価，支援するもので，Aランク認定を受けると融資等の支援策が受けられる。

#### ④ 公共関与による適正処理の確保【継続】

京都市は、埋立処分場など民間事業者での設置が困難な処理施設について、適正処理の受け皿として、また、市域を中心とする近畿圏での処理完結を推進するため、引き続き公共関与による支援を継続する。

京都市は、市域から排出される産業廃棄物の適正処理の確保と良好な環境保全のための不可欠な社会資本である埋立処分場や焼却施設を運営する(株)京都環境保全公社に対して、京都府と連携して、引き続き出資等の支援を行います。

また、大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス計画）については、広域処理の推進と長期安定的な処分場の確保を図るため、近畿の自治体と連携して、引き続き出資等を行い、その事業に参画していきます。

⑤ 公共工事におけるリサイクル資材の利用促進【継続】

京都市は，市発注工事においてリサイクル資材の利用促進を図る。

リサイクルの推進には，リサイクル資材の利用拡大が必要であり，京都市では，市発注工事でのリサイクル資材の利用を引き続き促進しています。

京都市の工事発注部局と環境部局で構成する「京都市建設副産物協議会」において策定した「京都市建設リサイクル推進プラン」（現在，見直し中）に基づき，建設副産物の排出抑制や再資源化について連絡調整や情報交換を行うとともに，リサイクル資材の規格や利用基準の検討などを行い，リサイクル資材の利用促進と適正処理の確保を図ります。

⑥ 違反行為に対する厳正・迅速な処分等（警察とも連携強化）【継続：再掲】

京都市は、不適正処理の撲滅に向けて、京都府など近隣自治体や警察との連携を強化し、厳格かつ迅速な対応を図る。

京都市域においては、京都府警と連携した「環境パトロール隊」の活動やスカイパトロールの実施、さらには廃棄物処理法の罰則の強化などにより、近年、大規模な不法投棄や不法焼却は減少してきました。

しかし、産業廃棄物は市域を越えて広域的に移動するものであり、また不適正処理は巧妙にカモフラージュされるなど悪質化してきているとの見方もされています。

このため、京都市は、近隣自治体や警察との連携を密にして、不適正処理の未然防止と拡大防止を図るとともに、万一、不適正処理が行われた場合には、厳正かつ迅速に対応します。

### (3) 市民に対する施策

#### ① 啓発や環境教育の効果的な実施【新規・充実】

京都市は、市民の産業廃棄物処理に対する正しい理解と認識の醸成を、より一層効果的に推進していく。

京都市では、総合的な環境学習の場である「環境フォーラムきょうと」の開催や産業廃棄物処理施設見学会の開催を通じて、産業廃棄物処理に対する市民意識の高揚に努めてきました。

しかし、ダイオキシン問題や不法投棄が社会問題化された時代から、社会経済情勢が変化してきている現在においては、次のような観点も考慮しながら、市民啓発や環境学習を進めていくことが、市民の産業廃棄物処理に対する正しい理解と認識を得るために効果的であると考えます。

ア 産業廃棄物処理施設だけでなく、一般廃棄物処理施設、排出事業者の処理施設についても、施設見学の対象とすること。

イ 「循環型社会」だけでなく、「低炭素社会」や「自然共生社会」という観点からも産業廃棄物処理を理解する内容とすること。

ウ 今後のまちづくりを担う将来世代となる小中学生を主たる対象とすること。

② 市民の安心・安全を確保するための情報公開と法的措置を含めた対応

【新規・充実】

京都市は、産業廃棄物の不適正処理や事故により地域の環境に著しい悪影響が生じた場合には、市民の安心・安全を確保するため、その情報を公開するとともに、毅然とした対応をしていく。

産業廃棄物の不適正処理等については、排出事業者や処理業者への指導を徹底し、その発生を未然に防ぐことが重要です。

しかしながら、万一、産業廃棄物の不適正処理等により地域の環境に著しい悪影響が生じた場合には、市民の安心・安全を確保するため、その情報を公開するとともに、法的措置も含めた毅然とした対応をしていきます。